

交渉内容

第2回 県公労による総務部長交渉

総務部長交渉 妥結！



県教組交渉団

- ボーナスを0.1月分引き上げ。
(再任用は0.05月分)
- 初任給を含め若年層の給与改善
- 子の看護休暇取得の要件緩和
(学級閉鎖等により子どもが自宅にいる際も取得可能)
- 勤務間インターバル制を知事部局から先行して試行導入
(勤務終了から勤務開始を最低11時間は確保しなければならない)
- R6年4月より再任用職員の調整額を定年延長職員との見合いで減額

11月17日(木)県庁本館8階にて第2回総務部長交渉を行いました。第1回の交渉において交渉団から多くの意見が出され、再回答を求めていました。また当局からはボーナス引き上げ、若年層の給与アップまたR5年4月からの再任用職員の調整額引き下げが提案されていました。残念ながら再任用職員の調整額引き下げは定年延長制度の導入に伴い、受け入れざるを得ませんでした。導入時期を1年間先延ばしにすることはできました。今年の交渉では介護と仕事の両立支援に関する声や人員不足、長時間労働、業務削減の声が多く出されました。引き続き改善を求めていくことが重要です。

議長発言と総務部長発言

● 県公労 村枝議長(県教組委員長)

人材確保や業務削減等、残された課題については引き続き単組で交渉していくことにしたい。また、家族のための休暇については今後もその導入について研究していただきたい。

● 平井総務部長

みなさんの期待に添える回答ではなかったかもしれないが、精いっぱい回答である。ご理解いただきたい。単組それぞれの事情については単組でしっかり話し合っていたいただきたい。家族のための休暇については引き続き研究していく。

残された主な課題

- ①長時間労働の是正
- ②人員不足の解消
- ③介護と仕事の両立支援
- ④臨採と本採の待遇格差是正

熊教組はどうして交渉できるの？

地公法第55条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

熊本県教職員組合は熊本県人事委員会に登録された職員団体です。